

浜松市はますくヘルパー利用事業の支援内容詳細

《家事支援》

◆原則として、室内で日常的に行う家事が対象です。大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や非日常的(一時的)な家事は支援の対象外となります。

| 内容 | ○できる(例) | ×できない(例) | 備考 |
|--------------|---|---|----------------------------------|
| ①食事の準備及び後片付け | <ul style="list-style-type: none"> 調理(離乳食を含む)、(下ごしらえ、味付け) 配膳、皿洗い等の片づけ テーブル拭き | <ul style="list-style-type: none"> 特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) 来客の応接(飲物や食事の手配等) | (日常的に利用者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とする。 |
| ②衣類の洗濯及び補修 | <ul style="list-style-type: none"> 洗濯機を回す、物干し 洗濯物を畳む、アイロンかけ 洗濯物のタンス等への片付け 裁縫(ボタン付け等) | <ul style="list-style-type: none"> 特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等) 大量のアイロンかけ | (日常的に利用者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とする。 |
| ③居室の清掃及び整理整頓 | <ul style="list-style-type: none"> リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) 新聞、雑誌等の簡易な片づけ トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 玄関、パランダの簡易な掃除 | <p><日常的ではない活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ガソリン、ソウ、窓等の掃除(※) エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除 年末の大掃除 床のワックスかけ 浴室のカビ取り 庭の掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) 引っ越しの手伝い | ※日常的に利用者が担っている範囲での掃除であれば可 |
| ④生活必需品の買物 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣のスーパー、コンビニでの購入 可能な食材、日用品の買物 | <ul style="list-style-type: none"> 出産祝いのお返しのお買い物 家具、電気器具等の購入 その他日常生活必需品以外の買物 | はますくヘルパーによる立替払いは不可 |
| ⑤その他必要な家事支援 | <ul style="list-style-type: none"> 布団干し シーツ交換 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行への振込み、引き出し 役所への申請等 自動車の給油、洗車、清掃 ペットの世話、ゴミ出し 家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) 自営業の仕事の手伝い クリーニング店への受渡し 利用者の仕事上の支援 | |

《サービス対象外となる活動》

- 留守宅あるいは子どものみの家庭への訪問
- マッサージ等の施術的な行為
- 趣味的な活動の手伝い
- 宗教などの勧誘
- 収入を生み出す活動

～はますくヘルパーができること・できないこと～

《育児支援》

◆一部の支援を除き、原則として居宅内で行う支援が対象です。

| 内容 | ○できる(例) | ×できない(例) | 備考 |
|-------------|---|--|---|
| ⑥授乳支援 | <ul style="list-style-type: none"> 湯沸し、ポット等への移し替え 粉ミルク調合 乳児にミルクを与える 哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ | | |
| ⑦おむつ交換 | <ul style="list-style-type: none"> おむつ交換 | | |
| ⑧沐浴介助 | <ul style="list-style-type: none"> ベビーバスの用意、片づけ 乳児を風呂に入れる 乳児の受け取り、拭き取り、着替え等 | <p>はますくヘルパーが、ひとりで子どものお世話をすることや子どもへの医療行為はできません。</p> | |
| ⑨適切な育児環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ベビー布団の用意、片づけ ベビー布団を干す エアコンの温度調節 窓開け、カーテンによる室温調整 | | |
| ⑩その他必要な育児支援 | <ul style="list-style-type: none"> 兄弟児の遊び相手(居宅内に限る) 子ども連れでの買物、散歩、乳児の健診や予防接種の付き添い(※) (自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお、はますくヘルパーとの現地待ち合わせは可能) 乳児の着替え、食事介助 育児相談、助言 | <ul style="list-style-type: none"> 兄弟児の保育園への送迎、病院の付き添い、預かり はますくヘルパーと子どもだけの外出 利用者の医療機関受診、冠婚葬祭等の付き添い はますくヘルパーの自家用車への同乗 ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け 利用者の仕事上の支援 | <p>利用者の在宅時に限る</p> <p>※利用者同伴</p> <p>はますくヘルパーの公共交通機関の利用に要した費用は利用者負担</p> |

《その他》

利用者が感染症に罹患するなど、はますくヘルパーに健康被害を与える危険が大きい場合は、サービス提供できません。